府教委、人事校長会で2008年度当初人事取扱要領を説明

意欲を大切にし、希望と納得の人事異動を行え!

実習教員、栄養士、技師・技能員、調理員

府障教ニュース号外

2007年9月7日(金)

予備調査」について説明を行いました。人事調書の府教委提出は、9月28日として堺市を除く)との間の教員の人事交流に関する実施要綱」、「再任用制度に関する意向立学校教職員人事取扱要領」「府立盲・聾・養護学校と府内公立小・中学校(大阪市・府教委は9月6日の校長会で2008年度当初の「府立学校教員人事取扱要領」「府

ます。

今回府教委は、「

府立学校教職員(実習教員、

栄養士、

技能員、

調理員) 人事

大阪府立障害児学校教職員組合

ている」など、強い批判が出されている問題です。轄強制人事」に対して、多くの父母・教職員から、「専門性の継続・発展が困難になっ教職員の人事異動は、教育に関わる重大問題です。この間の府教委がすすめてきた「直取扱要領」の異動基準を「7年以上」から「4年以上」に改悪しました。

教職員人事異動の異動対象を「現任校7年以上」を「4年以上」に改悪

適材適所」には「専門性、 人事取扱要領の「 指導の継続性」を含む!

ました。 「4年基準の不当性」を明らかにし改悪撤回」を基本に、各教職員の実態を経過も踏まえ、「教職員の人事取扱要領の経過も踏まえ、「教職員の人事取扱要領の

府教委はその中で、「今回の異動基準改 であり、障害児学校における教職員人事 の継続性は重要であり、人事異動にとも ないそれらが損なわれることがあっては ならない」「異動にともない個人の専門性 ならない」「異動にともない個人の専門性 ならない」「異動にともない個人の専門性 ならない」「異動にともない個人の専門性 ならない」「異動にともないの発揮が損なわれてはならず、そのこと を念頭に人事異動をおこなう」などを示 を念頭に人事異動をおこなう」などを示 しました。

適材適所」 には、 障害児学校にお

等を考慮する」と挿入したことから、 ッる゚と挿入したことから、当教員人事取扱要領に「専門性

府教委主導の

直轄強制人事異動を拡大

年基準を教職員に

日、教職員(実習教員、栄養士、技師・ました。そして今年度府教委は、9月6「7年以上」から「4年以上」に改悪しにもかかわらず、教員の人事異動基準をにもかかわらず、教員の人事異動基準をいる。、「専門性の継続・発展が困難になっから、「専門性の継続・発展が困難になっから、「専門性の継続・発展が困難になった。 同様に「7年以上」から「4年以上」に技能員、給食調理員)の異動基準を教員 改悪しました。

障害児学校における専門性の維持

指導の継続性は重要である

「専門性等を考慮する」という文言を挿などの怒りの声に対し、人事取扱要領ににもかかわらず、4年基準は言語道断」専門性の維持・発展が困難になっている「異動基準7年であっても障害児教育のの改悪において、多くの父母・教職員からい年度府教委は、教員の人事取扱要領 すり にも 入しました。

るっ 専門性および指導の継続性を

考慮する」 という意味を含む

を図り、もって今後の大阪の学校教育員としての視野を広げ、指導力の向上で人事交流を実施することにより、教の一、を「大阪府と他の都道府県との間実施要綱によれば、「交流の趣旨・目委の説明について示します。 います。とし、期間は原則として2年」としてとし、期間は原則として2年」としてとり、東を生かして活躍が期待できること」度末年齢45才以下で、将来交流の経 の活性化に資する」としています。 聾・養護学校に勤務する教諭のうち、 そして、「異動する者の条件」 内内の小教 絅」を導入しましたの間の教員の人事ない・中学校(大阪主教委は、「府立盲・舞 将来交流の経教諭のうち、年 交流・ は 盲・

にという。これでは、 では不十分であるという追及に対し、 事の重点(3)『適材適所』] には、障 事の重点(3)『適材適所』] には、障 事の重点(3)『適材適所』] には、障 解している」としながらも、「[2、人 解している」としながらも、「[2、人 解している」としながらも、「[2、人 がし、府教委は「専門性の重要性は理 対し、府教委は「専門性の重要性は理 対し、府教委は「専門性の重要性は理 対し、府教委は「専門性の重要性は理 対し、府教委は「専門性の重要性は理 がられたい。 しました。に機会を設けて周知徹底をはかる」と『が長には、府立学校校長会とは別

のでないとしました。教委があらかじめその規模を定めるもまた、人事異動の数については、府 現在折衝などを踏まえ、「『 府教委が回答し

た事項」について検討府障教が確認を求め、 教職員人事取扱要領の変更について』 について検討しています。

新たに、都道府県立学校との間の

期限を付した教員の人事交流に関

する実施要綱」を何の説明もなく道

しています。 の なお、「必要があるときは、 期間を変更できるものとする」と ・・・・協議

薦に基づき、府教育委員会において選考の交流教員は交流もとの教育委員会の推めに基づき、府教育委員会において選考薦に基づき、府教育委員会において選考薦に基づき、府教育委員会において選考が行なう」「他の都道府県へ交流するは「大阪府から他の都道府県へ交流するは「大阪府から他の都道府県へ交流する 毎年若干名」とし、 また、 決定する」としています。 交流により「 うい て

の教育委員会の定めによる」としていまの勤務条件等の服務については、交流先料表を適用する。また、勤務時間その他「給与など勤務条件」は「交流先の給

ます。 募集期間は1 0月17日までとしてい

ける「必要があるときは、・
限らないこと」。また、異動の人事となり、異動前の学 康上の問題など2年以内で戻ることがあ期間を変更できるものとする」とは、「健 りえるので」としました。 に異動するために一旦割愛退職となり、 み であること、 の都道府県とは0g段委が改めて明られ 必要があるときは、・・・協議の上、 異動前の学校に戻るとは 、そして「他の都道府県かとは08年度は広島県のて明らかにした点として 異動する期間にお 初任者と同様

の事情がある」「実現するとは限らない」ついては本人が希望しても「受け入れ先異動先は同一校種であるが、障害種別にあり、「強制することはできない」とし、なお、あくまで「本人希望が前提」で

府教委は、 けでは、他の都道府県と人事交流する理上を図る」ためとしていますが、これだ「教員としての視野を広げ、指導力の向府教委は、人事交流の「趣旨・目的」は 由になりません。

ら求められます。当然なぜ他の都道府県できないのか」厳しく学校長(府教委)かぜその場所・日程でないと研修や出張がちは、例えば出張や研修承認において「なあってもこの目的は達成できます。私た あってもこの目的は達成できます。これだけの目的なら研修・出張な であるのか明確な説明をすべきです。 出張などで

わけ「 4 4 流を打 門性の継続・発展が困難になっている」切説明できず、直轄強制人事異動で「専 となっているときに、「2年」での人事交わけ「4年基準」での異動が大きな問題 また、「2年の期間」を設ける理由も き出 教職員から批判が相次ぎ、 す府教委の姿勢は大問題で 直轄強制人事異動で「専 とり

するにあ U かかってきます。 たり、 膨大な精神 精神的・経済的負の都道府県に赴任

つい 受け、わかり次第連絡します明が不十分な点も多々あり、 てはどうなのかなど)をはじめ、 かり次第連絡します。 給与など勤務条件(特に昇給に 今後説明を

本人の希望・納得抜きの

特システム」 は許されな

人には知らされない制度です。「 手をいの内容や府教委に具申した事実は本することができる。相手校の校長が同意することができる。相手校の校長が同意長が検索し、相手校の校長に異動を打診要とする人材の確保を図る」とし、「校要とする人材の確保を図る」とし、「校要とする人材の確保を図る」とし、「校 すめられることを覚悟しなくてはなり以上、自分の知らないところで異動がす得意分野情報検索システム」に登録した の情報検索システムを活用し、学校に必野情報検索システムに登録し、校長がこ得意分野の内容を自主的に特技・得意分教育活動に活かすことのできる特技や 削除は、11月30日まで。07ません(2007年度内の登録・ 許されません。 人の希望・納得抜きの制度による異動 昨年度より導入した「得・特システム」 修正・ 日から08年3月31日までは、登 削除を停止)。このような本 これからの府立学校の 0 7 年 1

学校間競争や教職員の

管理を強める「 公募制人事」

向上を図る」趣旨でおこなうとしていま自己啓発の動機付けを促しその意欲の「学校の活性化を図るとともに、教員の材を確保するためのものである」として校長が構想する学校運営を担い得る人 を公開. す。 公募制による教員の人事異動」は、「校 自ら学校の課題に応じて求人情報 し、それに応募した教員の中 から

月7日(金)、面接は12月1 26日 (水) に行うとしています。 応募期間は1 月30日(金)~ 4日(金) 2

長の独断専行を助長する、などの問題点実人事の危険性が大きく、学校運営で校選ぶことが可能になり、恣意的人事、情長にとって都合のいい「従順な人材」を が あります。

再任用制度の意向予備調査も実施

になっています。 紙の提出は9月28日(金)する意向予備調査も実施しま 紙の提出は9月28日(金)が締め切りする意向予備調査も実施します。調査用職員を除く)を対象に、再任用制度に関ー2007年度末定年退職予定者(事務

[人事調書が若干変更されています]

いますので主意くごうい。県との交流人事などで若干変更されいます。 -変更されて他の都道府

たた かいの基本】

方的に強行してきています。父母共同の学校づく りをはじめ、憲法を守り・生かすとりく して運動をすすめる。 直 教職員・地域など当事者の意見を聞かず、 轄強制人事異動の内容・ すすめ方ともに父 みと結合

大切な教育問題であり、幅広い教職員・にみんなの願いを訴えるとりくみにする。教育条件整備を求める運動と結合して、 府教委

A等との共同を広げる運動にする。

職場でのとりくみ

職員の労働条件、民主的な学校運営を守り発展職種の意見も出し合い、障害児教育の専門性と を利用しながら、問題点を学習するとともに、各職場集会をもち、「府障教ニュース号外」など せる意思統一を行 職場集会をもち、「府障教ニュー いましょう。 教 各

し、学校と教育を守り発展させるとりくみの共同の維持・発展に与える影響を具体的に明らかに、父母と教育懇談会を行い、障害児教育の専門性 を広げましょう。

と具申をおこなうこと、恣意的な人事異動をおこを守り発展させる立場で、ていねいなヒアリング校長交渉を行い、障害児教育の専門性・継続性 校長に「特技・得意分野情報検索システムを活なわないことを申し入れましょう。

用した教員の異動」「公募制人事異動」 に申し入れましょう。 については、教職員の議論・合意を尊重するよう 対応を確認するとともに、学校の課題・ビジョン に対する

めましょう。校の専門性を維持・発展させる立場での対応を校の専門性を維持・発展させる立場での対応を確認し、 求学

人事調書」「 ヒアリング」 で希望の有無等

を正確に伝え、 専門性等を強調しよう

は以下の点に留意しましょう。 府教委に提出する人事調書の記入にあたっ て

に記入し、 人事調書には、希望の有無等を正確かつ具体的 必要なら追加資料も添付する。

希望をきちんと伝える。 ヒアリングでは十分時間をとり、 要件・ 事情と

あいまいな表現は 避ける。 希望事項をはっきり

と伝える。 入れ

状況が変わった場合は直ちに校長に申し

調書の差し替えも行う。

その際、

おり、 取扱いを変えるものではない」(教職員)として取扱いを変えるものではない」(教職員)「従前の府教委は、「専門性等を考慮」(教員)「従前の ŧ 府教委は、「専門性等を考慮」(教員)「 ヒアリングや人事調書で強調する。 専門性・指導の継続・発展の問題につい 7

府障教「 人事異動希望カー ۲ の集約

府教委に伝え、人事異動に反映するよう要求しま 府障教は、「府障教人事異動希望カード」 (金)までに、 「府障教人事異動希望カー 異動希望、 あるいは異動できない事情等を 本部に提出してください。 は10月1 を集

分会代表者・ 9月12日(水) 教育会館7階「 専門部長会議 05号室」 午後7 時